

(7) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)が平成20年3月10日付で一部改正され、また同日付で「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)が公表され、ともに平成22年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度末から同改正会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「買入金銭債権」が8,710百万円、「有価証券」が41,914百万円、「その他有価証券評価差額金」が39,315百万円増加、その他有価証券の評価差額に係る「繰延税金資産」が27,056百万円、「貸倒引当金」が34,999百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ19,251百万円増加しております。